

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当該休日は、翌日がとる場合)

(鳥取県本庁事務決裁規則の一部改正)

第一条 鳥取県本庁事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十  
七号)の一部を次のように改正する。

別表第三総務管財課の項課長専決事項の欄第十二号を次のように改め  
る。

十二 一般旅券についての事務の委任に関する政令(昭和四十五年政  
令第二百八十二号)の規定により知事の権限に属するものとされた

旅券法に基づく事務

◆規則 鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則

## 規則

鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改  
正する規則をここに公布する。

昭和五十六年十二月二十五日

鳥取県知事 平林鴻三

鳥取県規則第八十二号

鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部  
を改正する規則

別表第三広報文書課の項部長専決事項の欄第四号(一)中「第五条第一項  
に規定する」を「第五条第一項第一号の規定による」に改め、「並びに」  
の下に「収容定員及び」を加え、同号(二)中「行なう」を「行う」に改め、  
同号(四)中「民法」の下に「(明治二十九年法律第八十九号)」を加え、  
同号中(五)及び(六)を削り、同号(七)中「行なう」を「行う」に改め、同号中  
(八)を削り、同号の次に次の一号を加える。

四の二 私立学校振興助成法(昭和五十年法律第六十一号)第十二条  
の規定による学校法人の業務又は会計の状況に関する報告の徵収等  
別表第三広報文書課の項部長専決事項の欄第五号中「各種学校設置」  
を「専修学校設置又は各種学校設置」に改める。

別表第三広報文書課の項課長専決事項の欄第十号及び第十一号を次の  
ように改める。

十 外国人登録法(昭和二十七年法律第一百一十五号)に基づく知事の  
権限に属する事務

十一 外国人登録法施行規則(昭和三十一年法務省令第三十五号)に基づく  
知事の権限に属する事務

別表第三厚生援護課の項部長専決事項の欄第一号〔〕中「児童福祉施設の設置」を「児童家庭課の分掌事務」に改め、「及び四」の下に「並びに厚生援護課の項課長専決事項の欄第一号〔から四まで〕」を加える。

別表第三厚生援護課の項課長専決事項の欄第一号〔〕中「(児童福祉施設に係るもの)を除く。以下この号の〔から四までにおいて同じ。〕」を削り、同号〔〕中「名称等」を「建物その他の設備の規模及び構造等」に改め、同号〔〕中「経営する者に対する報告の請求」を「経営する者からの報告の徴収」に改める。

別表第三児童家庭課の項部長専決事項の欄第一号〔〕中「認可の取消し、閉鎖の命令及び事業の停止の命令」を「設置の認可の取消し」に改め、同号〔〕の次に〔として〕次のように加える。

四 第五十八条の二の規定による施設の設置者等からの報告の徴収又は施設への立入調査等及び事業の停止又は施設の閉鎖の命令

別表第三児童家庭課の項部長専決事項の欄に次の「一号」を加える。

五 社会福祉事業法に基づく知事の権限に属する事務のうち厚生援護

課の項部長専決事項の欄第一号〔〕から四までに掲げるもの(児童家庭課の分掌事務に係るものに限る。以下児童家庭課の項課長専決事項の欄第十一号において同じ。)

別表第三児童家庭課の項課長専決事項の欄に次の「一号」を加える。

十一 社会福祉事業法に基づく知事の権限に属する事務のうち厚生援護課の項課長専決事項の欄第一号〔〕から四までに掲げるもの

別表第三衛生課の項部長専決事項の欄第一号〔〕中「第二十六条第一項」を「第二十六条」に改め、「許可」の下に「及び卸売一般販売業の許可を受けている者に対する医薬品の販売又は授与の相手方の変更の許可」を加える。

可」を加え、同欄に次の「一号」を加える。

二十四 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和四十五年法律第二十号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げる

るもの

(一) 第十二条の二第一項の規定による建築物における清掃を行う事

業を営んでいる者の営業所等の登録

(二) 第十二条の四の規定による登録営業所の登録の取消し

別表第三自然保護課の項部長専決事項の欄第一号〔〕中「第四十条第一項又は第二項」を「第四十条」に、「国立公園内」を「国定公園の特別地域内等」に、「行なう」を「行う」に、「協議の要求」を「国の機関に対する国立公園若しくは国定公園の風景の保護のためにとるべき措置についての協議の要求」に改め、同欄第二号を次のように改める。

(二) 自然公園法施行令(昭和三十二年政令第二百九十八号)第二十五条の規定により知事の権限に属するものとされた自然公園法に基づく事務

別表第三自然保護課の項部長専決事項の欄第三号〔〕中「掘さく」を「掘削」に改め、同号中〔〕を〔〕とし、〔〕から〔〕までを〔から〔〕までとし、同号〔〕中「掘さく」を「掘削」に改め、同号中〔〕を〔〕とし、〔〕の次に〔〕として次のように加え、同号を同欄第四号とする。

(二) 第五条の規定による土地の掘削の許可の取消し

別表第三自然保護課の項部長専決事項の欄中第二号の次に次の「一号」を加える。

三 鳥取県立自然公園条例(昭和三十八年三月鳥取県条例第二号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

- (一) 第七条第三項の規定による県立自然公園の特別地域内における  
工作物の新築等の許可
- (二) 第九条の規定による原状回復等の命令
- (三) 別表第三自然保護課の項部長専決事項の欄に次の一号を加える。
- 五 鳥取県自然環境保全条例（昭和四十九年十月鳥取県条例第四十一号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第十五条第二項の規定による県自然環境保全地域に関する保全事業の一部の執行の承認
- (二) 第十六条第四項の規定による県自然環境保全地域の特別地区内における建築物その他の工作物の新築等の許可
- (三) 第十七条第三項第六号の規定による県自然環境保全地域の野生動植物保護地区内における野生動植物の捕獲又は採取の許可
- (四) 第十八条の規定による県自然環境保全地域の普通地区内における建築物その他の工作物の新築等の行為の禁止等の处分、これら の処分期間の延長又は届出に係る行為に着手することができる期間の短縮
- (五) 第十九条第一項の規定による県自然環境保全地域における行為の中止等の命令
- (六) 第二十一条第一項の規定による県自然環境保全地域の特別地区内又は野生動植物保護地区内における国の機関等の行う行為についての協議
- (七) 第二十三条第二項の規定による緑地環境保全地域に関する保全事業の一部の執行の承認
- (八) 第二十四条の規定による緑地環境保全地域内における建築物そ

の他の工作物の新築等の行為の禁止等の处分、これらの処分期間の延長又は届出に係る行為に着手することができる期間の短縮の中止等の命令

(九) 第二十五条第一項の規定による緑地環境保全地域における行為の中止等の命令

別表第三自然保護課の項課長専決事項の欄第一号(一)中「第二十条第二項又は第四項」を「第二十条」に、「普通地区内」を「普通地域内」に改め、「新築等」の下に「の行為」を加え、「命令又はこれらの处分ができる」を「処分、これらの処分」に改め、「延長」の下に「又は届出に係る行為に着手することができる期間の短縮」を加え、同号(二)中「第二十二条第一項又は第二項」を「第二十二条」に、「国定公園」を「国立公園又は国定公園」に、「要求」を「徴収」に改め、「立入検査」の下に「若しくは風景に及ぼす影響の調査の実施」を加え、同号(三)中「国定公園」を「国立公園又は国定公園」に、「実地調査」を「実地調査の実施」に改め、同欄第二号を次のように改める。

二 鳥取県立自然公園条例第十条第一項の規定による立入検査又は風景に及ぼす影響の調査の実施

別表第三自然保護課の項課長専決事項の欄に次の二号を加える。

三 温泉法第十五条の規定による温泉利用施設等の改善の指示

(一) 第二十九条第一項の規定による県自然環境保全地域又は緑地環境保全地域における行為の実施状況等についての報告の徴収又は立入検査若しくは自然環境に及ぼす影響の調査の実施

(二) 第三十条第一項の規定による県自然環境保全地域又は緑地環境

昭和56年12月25日 金曜日

鳥取県公報

保全地域の指定等のための実地調査の実施

別表第三職業安定課の項部長専決事項の欄第六号中四を(四)とし、(三)を(四)とし、(二)を(三)とし、(一)の次に(二)として次のように加える。

(二) 第六条の二第一項の規定による職場実習特例委託契約の締結

別表第三職業安定課の項課長専決事項の欄中第五号を削り、第六号を第五号とし、以下一号ずつ繰り上げる。

別表第三水産課の項部長専決事項の欄第五号中「漁船損害補償法」を

「漁船損害等補償法」に改める。

別表第三都市計画課の項課長専決事項の欄第一号(八)中「確認」の下に「(地方機関等決裁規則別表第二米子土木出張所長の項第十号の二(四)の規定により米子土木出張所長に委任された事務を除く。)」を加え、同号(九)中「第十号の二(四)」を「第十号の二(六)」に改め、同号(八)中「第十号の二(六)」を「第十号の二(七)」に改める。

(鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部改正)

第二条 鳥取県地方機関等事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

別表第二保健所長の項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 薬事法施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)第二十九条の六の規定による卸売一般販売業の販売先等の変更等の届出の受理  
別表第二保健所長の項第五十号の三中四を(四)とし、(三)の次に(四)として次のように加える。

四 第十二条の五第一項の規定による登録業者に対する報告の徴収  
又は登録営業所への立入検査等の実施

別表第二倉吉土木出張所長の項第三号(一)中「のうちこの号の(一)により

許可したものに係る検査」を削り、同号(三)中「のうちこの号の(一)により許可したものに係る承認」を削る。

別表第二米子土木出張所長の項第十号の二(一)中「のうちこの号の(一)又は(六)により許可したものに係る検査」を削り、同号(三)中「のうちこの号の(一)又は(六)により許可したものに係る承認」を削り、同号(三)中「のうちこの号の(一)又は(六)を(七)に改め、同号中(一)を(六)とし、(四)の次に(五)として次のように加える。

四 第四十三条第一項第六号ロの規定による市街化調整区域に関する都市計画が決定され、又は当該都市計画を変更してその区域が拡張された際に宅地であつた土地である旨の確認

別表第三社会保険事務所長の項第九号中「(八から(三)まで」を「(九から(三)まで」に改め、同号中(三)を(四)とし、(四)から(二)までを(五)から(二)までとし、(三)の次に(四)として次のように加える。

四 第八十七条の二第一項又は第三項の規定による保険料の納付をする者となる旨の申出等の受理

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条中鳥取県地方機関等事務決裁規則別表第二保健所長の項及び別表第三社会保険事務所長の項の改正規定は、昭和五十七年一月一日から施行する。